

# 要介護・要支援認定申請方法

## 申請者：本人または家族

※申請の代行は、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターにご相談ください。

## 申請場所

東かがわ市役所長寿保健課、市民課、引田・大内窓口

## 申請に必要なもの

介護保険被保険者証（ピンク色）

申請書（各申請場所にあります。市ホームページからダウンロードもできます。）

認定調査確認事項（各申請場所にあります。市ホームページからダウンロードもできます。）

加入医療保険の資格確認書または資格情報のお知らせ（65歳未満の方は必須です。）

個人番号カードまたは通知カードおよび申請者確認書等

返信用封筒（郵送による申請の場合）

封筒(角2)に返信先の宛先を記入し、郵便切手180円分を貼り付けた返信用封筒を同封してください。原則、申請者が直接医療機関に主治医意見書の作成を依頼することとしており、主治医意見書等一式を申請者に返信します。申請が2件以上の場合は、切手が不足しないようご注意ください。

## 入院中の方

主治医と相談の上、状態が安定し退院の目途がたった頃に申請をしてください。

### ●要介護認定結果について

認定結果は、申請から30日以内に住所地（送付先変更されている場合は変更先住所）に届くことになっていますが、訪問調査や主治医意見書の遅れ、審査会日程等により結果が30日を越える場合があります。申請から30日を越えて、かつ有効期間を超える場合は、審査会が予定された時点で、日程をお知らせする延期通知を送付しますのでご了承ください。